

4 課税標準額の段階別個人市民税納税義務者数及び総所得金額等

この表は総務省へ提出した「市町村税課税状況等の調」によるもので、所得割を課税された者を対象としている。

(1) 課税標準額は地方税法第313条に基づくもので、総所得金額等から所得控除額を差し引いたもの。

(2) 総所得金額等は所得税法第22条に基づくもので収入金額から所定の控除額を差し引いたもの。

(3) 譲渡所得について分離課税をした者にかかる分は、他の所得者区分にかかわらずすべて「譲渡所得について分離課税をした者にかかる分」欄に計上。

(単位 人、千円)

年 度 課税標準額の段階	総 数		給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者		そ の 他 の 所 得 者		譲 渡 所 得 に つ い て 分 離 課 税 を し た 者 に か か る 分	
	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等	納 税 義 務 者 数	総 所 得 金 額 等
令和2年度	735 761	2 493 107 241	624 442	2 135 313 673	29 036	113 544 916	149	561 647	73 743	185 526 909	8 391	58 160 096
3年度	742 167	2 576 724 726	627 098	2 196 826 453	30 711	120 784 319	160	533 699	74 641	194 202 036	9 557	64 378 219
4年度	755 232	2 689 606 473	638 536	2 264 014 059	31 726	146 614 768	165	707 214	74 921	203 829 512	9 884	74 440 920
5年度	765 190	2 750 506 193	649 979	2 348 031 020	29 558	129 315 779	142	596 011	75 490	202 002 750	10 021	70 560 633
6年度	739 160	2 818 901 376	634 185	2 406 557 638	28 282	134 099 972	128	626 272	64 526	188 782 970	12 039	88 834 524
(1) 200万円以下の金額	441 977	889 465 251	368 292	759 128 654	15 900	30 927 066	66	157 481	52 425	91 316 813	5 294	7 935 237
(2) 200万円を超え700万円以下	258 360	1 285 464 827	235 246	1 169 076 286	9 574	47 660 990	47	272 170	9 182	44 457 414	4 311	23 997 967
(3) 700万円を超える金額	38 823	643 971 298	30 647	478 352 698	2 808	55 511 916	15	196 621	2 919	53 008 743	2 434	56 901 320

資料：財政局税務部課税企画課